

# 情報提供

那医発第 379 号  
令和6年12月17日

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 友利 博朗  
担当理事 玉城 仁



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会より「特別支援学校を障害のある子供のための福祉避難所に指定する取組への協力について（依頼）」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖 医 発 第 1313 号  
令 和 6 年 12 月 12 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会  
理事 當間隆也  
(学校保健担当理事)



## 特別支援学校を障害のある子供のための福祉避難所に指定する取組への 協力について（依頼）

今般、日本医師会より標記文書が発出されましたのでお知らせ致します。

本件は、特別支援学校を障害のある子供のための福祉避難所に指定する取組への協力について（依頼）の周知となっております。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮に存じますが、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下会員施設への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 特別支援学校を障害のある子供のための福祉避難所に指定する取組への協力について（依頼）  
(令和6年12月6日(日医発第1537号(健1)))

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局業務2課：喜納  
TEL：098-888-0087  
FAX：098-888-0089  
g2@okinawa.med.or.jp



日医発第1537号(健 I)  
令和 6 年12月 6 日

都道府県医師会  
救急災害医療担当理事 殿  
学校保健担当理事 殿

日本医師会  
常任理事 細川 秀一  
常任理事 渡辺 弘司  
(公印省略)

特別支援学校を障害のある子供のための福祉避難所に指定する取組への  
協力について（依頼）

平素、本会業務につきまして種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて今般、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課より、各都道府県・指定  
都市教育委員会特別支援教育主管課等に対し「特別支援学校を障害のある子供の  
ための福祉避難所に指定する取組への協力について（依頼）」として周知した旨、  
本会あて連絡がありました。

つきましては、別添のとおりご案内いたしますので、貴会におかれましても本  
件についてご了知の上、貴会管下医師会への周知方につきご高配を賜りますよう、  
お願い申し上げます。

令和6年12月3日

公益財団法人 日本医師会  
常任理事 渡辺 弘司 様  
常任理事 細川 秀一 様

文部科学省初等中等教育局  
特別支援教育課長 生方 裕

特別支援学校を障害のある子供のための福祉避難所に指定する取組  
の周知について（依頼）

この度、文部科学省においては、各都道府県教育委員会等に対し、「特別支援学校を障害のある子供のための福祉避難所に指定する取組への協力について（令和6年11月27日付け事務連絡）」を、別添のとおり周知したところです。

については、貴会においてご承知おきいただくとともに、各都道府県医師会への周知等にご協力をいただけますようお願いいたします。

**【別添】**

特別支援学校を障害のある子供のための福祉避難所に指定する取組への協力について  
（令和6年11月27日付け事務連絡）

【別添】

事 務 連 絡  
令和6年11月27日

各都道府県・指定都市教育委員会特別支援教育主管課  
各都道府県・指定都市教育委員会施設担当主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人担当課

御中

文部科学省

大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）

初等中等教育局特別支援教育課

特別支援学校を障害のある子供のための福祉避難所に指定する取組への  
協力について（依頼）

この度、内閣府より特別支援学校を障害のある子供のための福祉避難所に指定する取組の  
推進について、別添1のとおり依頼がありました。

このことについては、すでに「『福祉避難所の確保・運営ガイドライン』の改正に伴う周  
知について」（令和3年5月20日付事務連絡）により依頼していたところですが、改め  
て、同ガイドラインの周知とともに、特別支援学校を在校生等が避難するための福祉避難所  
として確保している事例（別添1別紙3参照）も参考にしつつ、市区町村防災部局から特別  
支援学校を在校生等のための福祉避難所として避難先に指定したいとの依頼があった場合  
には御協力願います。

また、特別支援学校を福祉避難所として使用するに当たっては、非常用発電機の確保な  
ど、施設・設備の整備・充実を図ることも必要であることから、緊急防災・減災事業債等  
のほか、別添2の事業が活用できることを参考にお知らせします。

については、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の特別支援学校及び域内  
の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の特別支援学  
校に対し、国立大学法人担当課におかれては、附属の特別支援学校に対して周知くださるよ  
うお願いします。

（別添1）

特別支援学校を障害のある子供のための福祉避難所に指定する取組の推進について

（令和6年11月12日内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）事務連絡）

（別添2）

特別支援学校の防災機能強化に活用できる文部科学省の事業一覧

<お問合せ先>

- 学校施設の防災機能強化に関すること  
大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付  
施設防災企画係  
電話：03-5253-4111（内線 3184）
- 特別支援学校に関すること  
初等中等教育局特別支援教育課企画調査係  
（内線 3193）
- 国立学校の施設整備に関すること  
大臣官房文教施設企画・防災部計画課企画調整係  
（内線 2300）
- 公立学校の施設整備に関すること  
大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課整備計画係  
（内線 2466）
- 私立学校の施設整備に関すること  
高等教育局私学部私学助成課助成第二係  
（内線 2746）

(別添1)

事務連絡  
令和6年11月12日

文部科学省

大臣官房文教施設企画・防災部 参事官（施設防災担当）  
初等中等教育局特別支援教育課  
総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

御中

内閣府政策統括官（防災担当） 付  
参事官（避難生活担当）

特別支援学校を障害のある子供のための  
福祉避難所に指定する取組の推進について（依頼）

平素より、防災に関する施策の推進に御協力いただき、御礼申し上げます。

障害のある子供たちが災害発生時に安全で安心して避難生活を過ごせるよう、福祉避難所を確保することは極めて重要な課題です。中でも特別支援学校への避難は、在校生やその家族等にとって慣れ親しんでいる場所であり、安心感を持てることが想定されます。

内閣府では、令和3年5月に災害対策基本法施行規則を改正し、福祉避難所について、あらかじめ受入対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを公示する制度を創設するとともに、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」について、必要な改正を行いました。

同ガイドラインの中では、特別支援学校について、障害のある子供やその家族、特に在校生等が避難するための指定福祉避難所とすることも想定され、個々の特別支援学校の事情に留意しつつ、関係地方公共団体は、人材の確保や備蓄等について必要な支援を行うこととされています。（別紙1）

こうしたことを踏まえ、同ガイドラインの改正を行った際には、貴省から都道府県教育委員会等の特別支援学校設置者に対し、特別支援学校が在校生等の障害児とその家族の指定福祉避難所となり、直接の避難先となりうることを周知いただくとともに、市町村から特別支援学校を指定福祉避難所として避難先としたいとの依頼があった場合には御協力いただくよう、依頼していただいたところです。（別紙2）

近年、災害が頻発化・激甚化する中で、福祉避難所の確保が益々重要となっていることから、改めて、同ガイドラインの周知を行っていただくとともに、特別支援学校を在校生等が避難するための福祉避難所として確保している事例（別紙3）も参考にしつつ、市町村から特別支援学校を在校生等のための福祉避難所として避難先にしたとの依頼があった場合などには御協力いただけるよう、特別支援学校設置者に対し、再度依頼していただくようお願いいたします。

また、特別支援学校を福祉避難所として使用するに当たっては、非常用発電機の確保など、施設設備の整備・充実が必要になることから、別紙4の財政支援策のほか、貴省における活用可能な支援策についても参考に周知していただきますようお願いいたします。

<連絡先>

内閣府統括官（防災担当）付

参事官（避難生活担当）付 鈴木、坂本

TEL 03-3501-5191

## ○「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」

(内閣府(防災担当)、平成28年4月(令和3年5月改定))(抄)

## 2 指定福祉避難所の指定及び公示、周知

## 2.1 指定福祉避難所として利用可能な施設の把握

□市町村は、指定福祉避難所として利用可能な施設を洗い出す。利用可能な施設としては、以下の施設が考えられる。以下の施設については「バリアフリー」「支援者をより確保しやすい施設」を主眼において選定する。

- ・一般の避難所となっている施設(小・中学校、公民館等)
- ・老人福祉施設老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム、老人福祉センター等)
- ・障害者支援施設等の施設(公共・民間)
- ・児童福祉施設(保育所等)、保健センター
- ・特別支援学校
- ・宿泊施設(公共・民間)

## ◆実施にあたってのポイント・留意点

- 要配慮者やその家族には、避難先の希望や医療機器の使用など様々な事情があることから、社会福祉施設や特別支援学校、ホテル・旅館等、ニーズに応じた支援を行うことができる施設やスペース等、指定福祉避難所の確保のため柔軟に検討する。
- 各施設について、指定福祉避難所とする場合の長所と利用にあたっての課題としては、次のような点が考えられる。

## ◆特別支援学校

(長所) 特別支援学校の在校生やその家族などにとって、慣れ親しんでいる場所に避難することで安心感がもてることが想定される。障害種別に応じてバリアフリー化されている施設が多い。

(課題) 個々の特別支援学校の事情に留意しつつ、地方公共団体が、人材の確保や備蓄等について支援を行うことが必要。  
開設期間が長期化した場合、本来の施設の機能を果たすことに支障が出る可能性があることを認識の上、事前に教育委員会等の関係部局等と調整を図ること。

## 2.2 指定福祉避難所の指定

## 2.2.3 指定福祉避難所の指定及び公示

## ◆実施にあたってのポイント・留意点

(広域を対象としている福祉避難所について)

- 市町村の区域内における福祉避難所を指定する取組みが行われた上で、特別支援学校を含め都道府県が設置する施設や、その他日常的に住民が利用する施設などについても、指定福祉避難所の基準を満たす施設は、立地する市町村だけでなく、都道府県内の他の市町村も指定福祉避難所として利用することが考えられる。



(受入対象者の特定について)

- 指定福祉避難所の受入対象者は、当該指定福祉避難所の通常業務におけるサービス対象者や平素から利用している者、当該福祉避難所の体制などの実情等を踏まえて特定する。例えば、高齢者介護施設が高齢者、障害者福祉施設が障害者、特別支援学校が障害児及びその家族を受入対象者として特定することなどが考えられる。
- 特別支援学校について、障害児やその家族が避難するための指定福祉避難所とすることも想定される。また、それ以外の指定福祉避難所となる施設を含め、個々の特別支援学校や施設の事情に留意しつつ、関係地方公共団体は、人材の確保や備蓄等について必要な支援を行う。

(指定福祉避難所の公示)

[参考] 受入対象者を特定した公示の例

受入対象者を特定した表記は、一例として次のようなものが考えられる。

<障害者の場合>

名称	住所	受入対象者 (※)	その他
■■特別支援学校	〇〇市 ●●3-1-1	在校生	
□□特別支援学校	〇〇市 ●●3-1-1	在校生、卒業生及び事前に市が特定した者	

※家族等も受入対象とする

付属資料

令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について (最終とりまとめ) (令和 2 年 12 月令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ)) (抄)

## 2. 制度上の課題への対応の方向性

### (3) 福祉避難所等

<課題・背景>

(福祉避難所への直接の避難)

- 指定避難所の一般避難スペースで生活することが困難な高齢者や障害のある人等が避難するに当たり、福祉避難所が二次避難所として運用される場合には、福祉避難所へ発災後、直ちに直接の避難ができないとの指摘がある。
- 障害のある人等については、福祉避難所でない避難所 (以下「一般避難所」という。) で過ごすことに困難を伴うことがあるため、一般避難所への避難が難しい場合があるとの指摘がある。こうしたことから、平素から利用している施設へ直接に避難したいとの声がある。
- 障害児の避難先について、熊本市では、平成 28 年熊本地震の経験を踏まえ、市内の特別支援学校との協定に基づき、「福祉子ども避難所」制度が平成 31 年に創設されている。これにより、特別支援学校の在校生とその家族及び未就学の障害児とその家族が、特別支援学校への直接の避難が可能とされている。

(要配慮者やその家族のニーズに応じた避難先の確保)

- 要配慮者やその家族には、避難先の希望や医療機器の使用など様々な事情があることから、そのニーズに応じた支援を行うことができる施設やスペース等の確保に努めることが求められる。
- 具体的には、社会福祉施設や特別支援学校等、ホテル・旅館等、ニーズに応じた支援を受けることができるスペースやゾーンなどがあり、福祉避難所の確保のため柔軟に検討する必要がある。
- なお、避難生活の段階を考慮して、当初から適切な避難先に避難することが有効であるとの視点がある。
- また、特別支援学校について、障害児のある子供やその家族が避難するための福祉避難所となることも想定されるが、その際には、個々の特別支援学校の事情に留意しつつ、地方公共団体が、人材の確保や備蓄等について必要な支援を行うことが適当である。

## 別紙 2

事務連絡  
令和3年5月20日

各都道府県・指定都市教育委員会特別支援主管課  
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国公立大学法人担当課

御中

文部科学省

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課  
初等中等教育局特別支援教育課

「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改正に伴う周知について（依頼）

このたび内閣府より、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改正に伴う周知について、別添のとおり依頼がありました。

令和3年5月10日に災害対策基本法施行規則（以下「規則」という。）が改正され、福祉避難所に関し、あらかじめ受入対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを公示する制度の創設とともに、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（平成28年4月。以下「ガイドライン」という。）についても必要な改正が行われています。

ガイドラインの中では、特別支援学校について、障害のある子供やその家族、特に在校生等が避難するための指定福祉避難所とすることも想定され、個々の特別支援学校の事情に留意しつつ、関係地方公共団体は、人材の確保や備蓄等について必要な支援を行うこととされています。こうしたことを踏まえ、特別支援学校が在校生等の障害児とその家族の指定福祉避難所となり、直接の避難先となりうること等、今般の制度改正の趣旨を周知していただくとともに、市町村から特別支援学校を指定福祉避難所として避難先としたいとの依頼があった場合には、御協力願います。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の特別支援学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課及び各国公立大学担当課におかれては、所轄の特別支援学校に対して周知されるようお願いいたします。

（参考資料）

- ・「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」  
（令和2年12月 令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ）
- ・「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（平成28年4月（令和3年5月改定） 内閣府（防災担当））

担当

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室 防災教育係 電話：03-5253-4111 (内線 2670)

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 企画調査係  
電話：03-5253-4111 (内線 3193)



事務連絡  
令和3年5月20日

文部科学省

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課  
初等中等教育局特別支援教育課

御中

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（避難生活担当）

「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改正に伴う周知依頼について

平素より、防災に関する施策の推進に御協力いただき、御礼申し上げます。

福祉避難所は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者やその家族を受け入れる避難所ですが、課題として、障害のある人等については、福祉避難所でない避難所で過ごすことに困難を伴うことがあるため、一般避難所への避難が難しく、平素から利用している施設へ直接に避難したいとの声があります。また、福祉避難所を指定避難所として指定することを望まない理由として、指定すると受入れを想定していない被災者等が避難してくることを懸念するとの意見があります。

こうしたことも踏まえ、福祉避難所等について内閣府の有識者会議で議論した内容を「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」として令和2年12月24日に公表しました。

この最終とりまとめを受け、5月10日に、災害対策基本法施行規則（以下「規則」という。）を改正し、あらかじめ受入対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを公示する制度を創設するとともに、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（平成28年4月。以下「ガイドライン」という。）について、必要な改正を行いました。

ガイドラインの中では、特別支援学校について、障害のある子供やその家族、特に在校生等が避難するための指定福祉避難所とすることも想定され、個々の特別支援学校の事情に留意しつつ、関係地方公共団体は、人材の確保や備蓄等について必要な支援を行うこととされています。

こうしたことを踏まえ、特別支援学校が在校生等の障害児とその家族の指定福祉避難所となり、直接の避難先となりうること等、今般の制度改正の趣旨を各教育委員会等と学校に周知していただくとともに、市町村から特別支援学校を指定福祉避難所として避難先としたいとの依頼があった場合などにはご協力いただけるよう、各教育委員会等と特別支援学校に依頼していただくことについてお願いいたします。

(参考資料)

- ・「令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について(最終とりまとめ)」  
(令和 2 年 12 月 令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ)
- ・「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(平成 28 年 4 月(令和 3 年 5 月改定) 内閣府(防災担当))

<連絡先>

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)付  
赤司参事官補佐、長谷川事務官、村上事務官  
TEL 03- 3501- 5191(直通)

## 内閣府 特別支援学校を子どものための福祉避難所としている事例①(兵庫県三田市)

### 経緯

障害のある子どもやその家族が通い慣れた場所に避難ができるよう、三田市の防災部局が特別支援学校と相談し、平成29年に市立特別支援学校2校、平成30年に県立特別支援学校2校と協定を締結し、福祉避難所を確保した。

令和3年の災害対策基本法改正を機に、4校を指定福祉避難所として指定し、気象警報が発表され、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令時に市指定避難所と同時に全箇所を開設して、直接避難できるようにした。受入対象者は、市内に在住する特別支援学校の在校生や卒業生とその家族で、市が事前調整を行った者としている。

令和4年には、県立特別支援学校2校で開設設置・運営訓練を実施したほか、令和5年には市立特別支援学校2校で市職員や関係者による意見交換会が行われた。これらによって、福祉避難所での要配慮者の受け入れに対してオペレーションの改善を図った。

#### 開設 運営

- ・警戒レベル3「高齢者等避難」が発令された場合に、市職員が施設の安全を確認し、避難所の開設・運営を行う。
- ・学校職員も可能な範囲で開設・運営に協力する。

#### 避難

- ・避難は原則、特別支援学校の在校生及び卒業生とその家族が行う。
- ・個別避難計画に基づき、自宅から直接避難する。

#### 物資

- ・県立特別支援学校2校では、防災倉庫に飲料水や備蓄品等を設置している。
- ・市立特別支援学校2校では、個々に必要となる物資や食糧などは、それぞれが必要なものを準備するように依頼している。

#### 設備

- ・県立特別支援学校2校では、避難場所に非常用発電機や冷暖房等の機能設備を備えており、災害時にも活用可能となっている。

#### 訓練

- ・令和4年に、県立特別支援学校2校で開設設置・運営訓練を実施した。訓練では、市職員がロールプレイング方式で訓練を行うことによって、特別支援学校における避難所運営の課題抽出等を行い、職員の役割分担や、避難者の健康確認手順を再確認するなど見直しを行った。
- ・令和5年に市立特別支援学校2校で市職員や関係者が参加し、避難に関する意見交換会を実施した。意見交換では受け入れ時の心身状況や注意事項、学校備品の使用、電源確保などを話し合うことで、避難所の開設にかかる更なる改善を行った。



開設訓練の様子（三田市より提供）

## 内閣府 特別支援学校を子どものための福祉避難所としている事例②(熊本県熊本市)

### 経緯

平成28年の熊本地震では、障がいのある子どもやその家族が、その障害特性等から一般の避難所へ避難ができなかった事例が生じた。その後、熊本市では、熊本市震災復興座談会での県立特別支援学校長からの提案や熊本県特別支援学校知的障害教育校PTA連合会からの要望を踏まえ、平成31年1月に市内の特別支援学校6校(国立1校、県立4校、市立1校)を障害のある子どもとその家族等を受け入れる「福祉子ども避難所」として設置する協定を締結した(令和5年に県立1校を追加)。

受入対象者としては、特別支援学校の在校生とその家族及び未就学の障がいのある子どもとその家族については直接避難が可能とし、一般避難所での避難生活が困難と判断された障がいのある人等も対象としている。

### 開設運営

- ・市内で災害救助法が適用される大規模な災害又は震度6弱以上の地震が発生した場合に、市から要請を受けた特別支援学校が、施設の被害状況等を踏まえ、可能な範囲で「福祉子ども避難所」を開設する。
- ・避難所の運営は、市職員、学校職員、障がいのある子どもとその家族等が組織する「福祉子ども避難所運営委員会」により運営し、必要に応じ、市社会福祉協議会の協力を得て、看護師、介護福祉士、保育士等の専門職の人材確保を行う。

### 避難

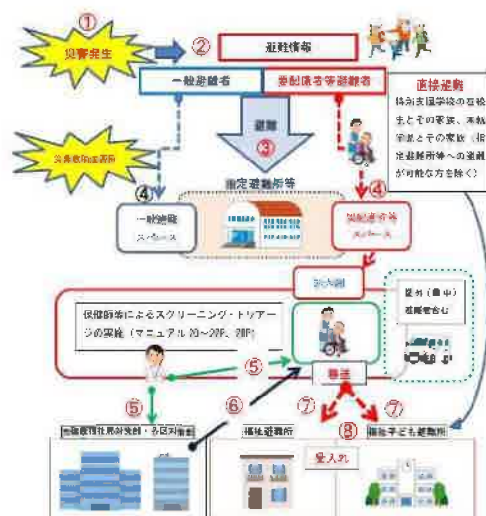
- ・避難は原則、特別支援学校の在校生や、未就学の障がいのある子どもが、保護者とともに行う。
- ・避難する際は、障害特性に応じた必要物資を入れた防災リュックを持参する。
- ・避難指示が出た場合は、自宅から直接避難も可能。

### 物資

- ・食料、水及び生活用品等の物資は、市が備蓄し、避難所運営委員会の求めに応じて、必要数量を配送する。

### 費用

- ・避難所の設置・運営に要した費用は、市が負担する。



福祉子ども避難所受け入れのイメージ(熊本市より提供)



### 8-1 指定避難所（防災機能の強化、修繕、資機材整備、耐震化）

#### 対象事業

- ① 指定避難所の防災機能の強化
  - ・電源設備等の整備、嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等の浸水対策、災害時に倒壊の危険性のあるブロック塀の安全対策、天井に設置している設備の落下防止対策、夜間照明、避難のための屋上階段の設置など避難者の安全性向上のために必要な改修等。
- ② 地域防災計画上、耐震改修を進める必要があるとされた指定避難所の耐震化
- ③ 避難施設の修繕、資機材等整備（非常用発電機、備蓄燃料、暖房器具、簡易浄水機等）

#### 【事業イメージ】



#### 財政措置（地方債、特別交付税）

※対象事業についての詳細は「地方債同意等基準運用要綱」・「質疑応答集」を参照ください

#### ＜①、②の事業＞

- 緊急防災・減災事業債【令和7年度までの時限措置】 充当率 100%



#### ＜①の事業＞

- 防災対策事業債 充当率 75%



#### ＜②の事業＞

- 防災対策事業債（公共施設等耐震化事業）※指定避難所の耐震化に限る 充当率 90%



#### ＜③の事業＞

- 特別交付税（非適債事業）【令和7年度までの時限措置】 一般財源



## 8-2 指定避難所（生活環境改善、感染症対策）

### 対象事業

- ① 指定避難所の生活環境改善・感染症対策
  - ・ トイレ（トイレカー含む）、更衣室、授乳室、シャワー、空調、Wi-Fi、バリアフリー化、換気扇、洗面所、男女別の専用室、非接触対応設備、発熱者専用室等の整備
- ② 避難施設の修繕、資機材整備（非常用発電機、備蓄燃料、暖房器具、簡易浄水機等）

### 【事業イメージ】

①の事業				②の事業			
＜生活環境の改善＞		＜感染症対策＞		＜施設の修繕、資機材等整備＞			
							
空調設備	授乳室の設置	Wi-Fi	固定式間仕切り	暖房器具	スポットクーラー	ポータブル蓄電池	非常用発電機 など

### 留意事項

- 上記の対象事業のほか、避難者のための避難収容室や備蓄倉庫の改造・改築等、感染防止用備蓄倉庫等も対象
- 空調設備の整備については、電気、都市ガス、LPガス等で整備する場合のいずれも対象
- Wi-Fi の整備については、制御・監視装置（例：運用管理用サーバやシステム等）、電源設備（例：蓄電池、無停電電源装置等）、伝送路設備（例：光ファイバーケーブル、引込線等）を指定避難所におけるWi-Fiアクセスポイントとあわせて整備する場合に対象
- 新たに公共施設等を整備する場合には、施設設置条例に定められている主たる目的に即した事業債を充当することになるが、例えば、体育館を整備する場合に完成後の施設を指定避難所に位置づけることを前提に避難者の生活環境の改善を目的として行われる空調整備は、緊急防災・減災事業債、防災対策事業債の対象（空調整備以外は学校教育施設等整備事業債の対象）

### 財政措置（地方債、特別交付税）

※対象事業、留意事項についての詳細は「地方債同意等基準運用要綱」「質疑応答集」を参照ください

#### <①の事業>

○ 緊急防災・減災事業債【令和7年度までの時限措置】	充当率 100%
(交付税算入率 70%)	
○ 防災対策事業債	充当率 75%
(交付税算入率 30%)	
	一般財源 25%

#### <②の事業>

○ 特別交付税（非償還事業）【令和7年度までの時限措置】	一般財源
特別交付税 措置率 0.7	

### 8-3 指定避難所

(社会福祉法人・学校法人が行う防災機能強化や避難者の生活環境改善のための取組等への支援)

#### 対象事業

- 社会福祉法人・学校法人が行う以下の事業に対して自治体が支出する補助金
  - ① 指定避難所の防災機能を強化するための施設整備(電源設備の整備、嵩上げ・上階層への移設、止水板・防水扉の設置等)
  - ② 指定避難所の耐震化(一部改築又は増築)
  - ③ 指定避難所における避難者の生活環境改善に係る施設整備(トイレ(トイレカー含む)、更衣室、授乳室、空調、Wi-Fi、バリアフリー化等)
  - ④ 避難施設の修繕、資機材等整備(非常用発電機、備蓄燃料、暖房器具、簡易浄水機等)

#### 【事業イメージ】

<①防災機能の強化>  止水板	<②耐震化>  自庫発電設備	<③生活環境の改善>  耐震化工事	<③生活環境の改善>  空調設備	<③生活環境の改善>  Wi-Fi	<④施設の修繕、資機材等整備>  暖房器具	<④施設の修繕、資機材等整備>  スポットクーラー	<④施設の修繕、資機材等整備>  ポータブル蓄電池	<④施設の修繕、資機材等整備>  非常用発電機 など
---	--	---	--	---	--	---	---	--

#### 留意事項

- 【共通】 地方公共団体の補助金を限度とする。
- 【指定避難所における避難者の生活環境改善に係る施設整備】  
社会福祉法人又は学校法人が行う指定避難所における生活環境改善に係る施設整備(国庫支出金を受けて実施するものを除く)に対して、地方単独事業として地方公共団体が支出する補助金を対象とする。

#### 財政措置(地方債、特別交付税)

※対象事業、留意事項についての詳細は「地方債同意等基準運用要綱」・「質疑応答集」を参照ください

#### <①~③の事業>

- 緊急防災・減災事業債【令和7年度までの時限措置】

自治体が支出する補助金に充当: 充当率 100% (交付税算入率 70%)	社会福祉法人又は学校法人の負担
自治体が支出する補助金に充当: 充当率 75% (交付税算入率 30%)	一般財源 社会福祉法人又は学校法人の負担

#### <④の事業>

- 特別交付税(非適債事業)【令和7年度までの時限措置】

自治体が支出する補助金 特別交付税 措置率 0.7	社会福祉法人又は学校法人の負担
------------------------------	-----------------

(別添2) 特別支援学校の防災機能強化に活用できる文部科学省の事業一覧

対象	補助対象事業	補助率	下限額	上限額	担当課連絡先
国立	国立大学法人等施設整備事業	定額補助			大臣官房文教施設企画・防災部 計画課企画調整係 03-5253-4111 (内線 2300)
公立	防災機能強化事業 (学校施設環境改善交付金)	1/3	1校あたり 400万円	1校あたり 2億円	大臣官房文教施設企画・防災部 施設助成課整備計画係 03 5253 4111 (内線 2466)
	防災機能強化事業のうち (避難所指定校への自家発電設備※ の整備) ※据置き式に限る	1/3	200万円 ×設置校数	1校あたり 500万円	
私立	防災機能強化施設整備事業 防災機能強化事業 (備蓄倉庫等、避難経路、屋外防災 施設の整備、耐震補強工事と一体で 整備する自家発電設備)	1/3以内	なし	1校あたり 2億円	高等教育局 私学部私学助成課助成第二係 03-5253-4111 (内線 2746)
	防災機能強化施設整備事業 防災機能強化事業 (避難所指定を受けている学校の自 家発電設備の単体整備)	1/3以内	1校あたり 200万円	1校あたり 500万円	